

〔平成18年3月29日決定〕
〔平成18年12月5日改定〕

法務省事後評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成18年度の1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策

別添のとおり

3 具体的な事後評価の方法

事後評価の実施にあたっては、政策ごとに定める評価方式による評価を基本とするが、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行うものとする。

なお、基準年次と評価総括年次が異なる政策については、評価総括年次の設定理由を評価書に明記することとする。また、評価総括年次到来前の評価については、計画期間における実績の記載等に限定するなど、評価活動の省力化に努めるものとする。

4 実施計画の見直し

本実施計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で、所要の見直しを行うものとする。

基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備

- 1 - (1)

評価対象	社会経済情勢に即応した基本法制の整備
所管部局	大臣官房秘書課・民事局・刑事局
評価方式	総合評価方式
目 標	<p>事後監視型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">【評価時期：平成20年度（本年度は中間報告を実施）】</p>

2 司法制度改革の推進

- 2 - (2)

評価対象	裁判員制度の啓発推進
所管部局	刑事局
評価方式	総合評価方式
目 標	<p>国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問・不安等を払拭すると同時に制度への理解を深化させ，裁判員裁判への主体的参加を促す。</p> <p style="text-align: right;">【評価時期：平成20年度（本年度は中間報告を実施）】</p>

法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

3 検察権の適正迅速な行使

- 3 - (2) -

評価対象	捜査における通訳の適正の確保
所管部局	刑事局
評価方式	実績評価方式
基本目標	

適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。

【基準年次・評価総括年次：平成18年度】

達成目標			
通訳人に対し，捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。			
指標 1	実施状況	〔研修日数〕	目標値等 2日間
指標 2		〔研修員数〕	目標値等 50人

- 3 - (2) -

評価対象	被害者等通知制度の適切な運用		
所管部局	刑事局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。		
【基準年次・評価総括年次：平成18年度】			
達成目標			
被害者等に対し，被害者等通知制度を広く知らせて，通知を希望する人に対し，可能な範囲で，刑事事件の処分結果等の情報を提供する。			
指標 1	通知者数	目標値等	-
指標 2	通知件数	目標値等	-
指標 3	通知希望者数	目標値等	-

- 3 - (2) -

評価対象	検察広報の積極的推進		
所管部局	刑事局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	検察に対する国民の理解を深め，国民の信頼を高める。		
【基準年次・評価総括年次：平成18年度】			
達成目標			
全国の各検察庁において，幅広い層の国民に対し，検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。			
指標 1	実施状況（対象年齢層，対象年齢層別回数，内容）	目標値等	-
指標 2	広報活動の実施回数	目標値等	対前年度増（平成17年度 3,009回）

4 矯正処遇の適正な実施

- 4 - (2) -

評価対象	矯正施設における収容の確保		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>刑事施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。</p> <p style="text-align: right;">【基準年次・評価総括年次：平成18年度】</p>		
達成目標	<p>過剰収容下にある刑事施設において、収容能力拡充のための整備を促進する。</p>		
指標	年度末現在の収容率	目標値等	対前年度減（平成18年3月31日現在の刑事施設の収容率 102.2%）

- 4 - (2) -

評価対象	刑事施設における矯正処遇の実施		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>刑事施設に収容されている性犯罪者が、自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようになる。</p> <p style="text-align: right;">【基準年次：平成17年度 評価総括年次：平成19年度】</p>		
達成目標	<p>刑事施設に収容されている性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムを実施する。</p>		
指標	性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムの実施	目標値等	対象者受講率 100%

- 4 - (2) -

評価対象	刑事施設における刑務作業の実施		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>受刑者の円滑な社会復帰を促進するため、職業訓練を実施し、出所後の生活に役立つ</p>		

免許・資格を取得できるようにする。

【基準年次・評価総括年次：平成18年度】

達成目標 1			
受刑者に対し，広く職業訓練の機会を与える。			
指標 1	受講者数	目標値等	対前年度増（平成17年度 2,469名）
指標 2	受講者数 / 受刑者数	目標値等	対前年度増（平成17年度 3.5%）
達成目標 2			
受刑者に対し，職業に必要な知識・技能及び資格・免許を取得させる。			
指標 1	職業訓練の修了者数	目標値等	対前年度増（平成17年度 2,141名）
指標 2	資格又は免許の取得者数	目標値等	対前年度増（平成17年度 2,530名）

- 4 - (2) -

評価対象	行刑行政の透明性の確保		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>行刑に関連する情報を積極的に公開することにより，行刑行政に対する国民の理解を深める。</p> <p>【基準年次・評価総括年次：平成18年度】</p>		
達成目標 1			
公表・開示する行刑関連情報を増やす。			
指標 1	公開する行刑関連情報の項目数（訓令・通達類，各種統計，施設運営に係る情報等）	目標値等	対前年度増 （平成17年度末 管内矯正施設情報（月末現在収容人員ほか7項目）ほか4項目）
指標 2	一般市民を含む施設見学，広報等の機会の数	目標値等	対前年度増 （平成17年4月1日から同18年3月31日までの広報見学会の回数及び人数 200回 27,434人）
達成目標 2			
民間外部協力者等が刑事施設の活動に協力・参加する機会を増やす。			
指標	刑事施設の活動に協力・参加した民間外部協力者の延べ数	目標値等	対前年度増 （・篤志面接委員による面接指導状況 平成17年度 委員数 1,859人

			実施回数 26,370 回 ・教誨師による教誨実施状況 平成 17 年度 教誨師数 1,929 人 実施回数 20,717 回)
--	--	--	---

- 4 - (3) -

評価対象	矯正業務の民間委託		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	刑事施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる。 【基準年次・評価総括年次：平成 18 年度】		
達成目標	民間委託率の向上		
指標	民間委託ポスト数 / 職員数	目標値等	4.74% (平成 17 年度 3.50%)

5 更生保護活動の適切な実施

- 5 - (1)

評価対象	保護観察対象者等の改善更生		
所管部局	保護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。 【基準年次：平成 15 年度 評価総括年次：平成 18 年度】		
達成目標 1	保護観察処遇の充実強化を図る。		
指標 1	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	基準年次の数を維持 (平成 15 年度：312 箇所 平成 16 年度：310 箇所 平成 17 年度：298 箇所)
指標 2	覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	目標値等	基準年次に比して 10% 増 (平成 15 年度：41.8% , 平成 16 年度：46.1% , 平成 17 年度：45.9% ,

			基準年次に比して9.8%増)
指標 3	成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施	目標値等	全保護観察所(50庁)におけるプログラムの実施
指標 4	保護司に対する研修実施状況	目標値等	保護司の処遇能力向上のための研修の充実
参考指標 1	各保護観察号種別の類型の認定割合		
参考指標 2	保護司の充足率(定数に占める実人員の割合)		
参考指標 3	全保護司の平均年齢		
参考指標 4	全保護司のうち女性の占める割合		
達成目標 2	保護観察対象者の就業を確保する。		
指標 1	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	基準年次に比して5%減 (平成15年度:23.8%, 平成16年度:23.2%, 平成17年度:22.3%, 基準年次に比して6.3%減)
指標 2	協力雇用主の数	目標値等	基準年次の数を維持 (平成15年度:5,050事業者, 平成16年度:5,547事業者, 平成17年度:5,745事業者)
達成目標 3	長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。		
指標 1	中間処遇実施予定者の選定率 (実施予定者/仮釈放の応当日を経過している長期刑受刑者)	目標値等	対基準年次増 (平成15年度:32.3%, 平成16年度:30.4%, 平成17年度:29.2%, 基準年次に比して3.1ポイント減)
達成目標 4	更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。		
指標	全更生保護施設の保護率 (年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対基準年次増 (平成15年度:73.6%, 平成16年度:74.9%, 平成17年度:75.1%, 基準年次に比して1.5ポイント増)

評価対象	犯罪予防活動の助長		
所管部局	保護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。</p> <p style="text-align: right;">【基準年次・評価総括年次：平成18年度】</p>		
達成目標1	<p>社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。</p>		
指標1	実施委員会の未組織 地域	目標値等	対前年減 (参考値 平成17年：155市区町村)
指標2	主な行事の開催回数 及び参加人員	目標値等	対前年増 (参考値 平成17年： 作文コンテスト応募点数 108,044点 その他の行事の開催回数 49,296回 同 参加人員 3,169,102人)
達成目標2	<p>社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。</p>		
指標	中央実施委員会が開催する 行事におけるアンケート調 査結果	目標値等	行事内容に対する高い評価の獲得

6 刑事政策に関する調査研究

評価対象	刑事政策に関する調査研究（ハイテク犯罪に関する基礎的研究）		
所管部局	法務総合研究所		
評価方式	事業評価方式（平成16年度事前評価実施）		
事業の概要	<p>ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うことを目的とし、この種犯罪の対策が進んでいる諸外国において、最新の情報及び資料の収集並びにハイテク犯罪の実態について実地調査等を行う。</p>		

評価対象	刑事政策に関する調査研究（性犯罪者に関する多角的研究）		
所管部局	法務総合研究所		

評価方式	事業評価方式（平成17年度事前評価実施）
事業の概要	我が国における性犯罪者に対する処遇施策等を検討するための基礎的な資料を提供することを目的とし、諸外国における性犯罪者を対象とする処遇プログラムの有無、内容、効果等について、海外の文献・資料収集、諸外国の実情調査等を行う。

7 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施

- 7 - (1)

評価対象	破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施		
所管部局	公安調査庁		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。</p> <p style="text-align: right;">【基準年次・評価総括年次：平成18年度】</p>		
達成目標1	国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。		
指標1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標値等	-
指標2	地方公共団体からの情報提供要請に対する回答率	目標値等	100%
達成目標2	破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。		
指標	提供情報の正確性、適時性、迅速性	目標値等	-

8 団体の規制処分の適正な審査・決定

評価対象なし

国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護

- 9 - (1) -

評価対象	登記情報システムの再構築		
所管部局	民事局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次：平成13年度 評価総括年次：平成23年度】</p>		
達成目標1	平成19年度末までに全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。		
指 標	<p>不動産登記：全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数割合</p> <p>商業・法人登記：全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数割合</p>	目標値等	平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了する。
達成目標2	平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能にする。		
指 標	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数	目標値等	平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。
達成目標3	平成22年度末までに登記情報システムの再構築を実現する。		
指 標	平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度の同経費との比較	目標値等	再構築事業の終了する平成23年度において、登記情報システムの運用経費を平成15年度比で110億円程度削減を図る。

- 9 - (1) -

評価対象	地図管理業務システムの最適化		
所管部局	民事局		
評価方式	実績評価方式		

基本目標			
地図情報システムの全国展開により，インターネットを利用した地図情報の提供や，最寄りの登記所から他管轄物件の地図等の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上を実現する。			
【基準年次：平成18年度 評価総括年次：平成22年度】			
達成目標			
平成22年度末まで，全国の登記所に地図情報システムを導入する。			
指 標	全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	目標値等	平成18年度末：約15% 平成19年度末：約35% 平成20年度末：約60% 平成21年度末：約80% 平成22年度末：100%

- 9 - (4)

評価対象	債権管理回収業の審査監督		
所管部局	大臣官房司法法制部		
評価方式	実績評価方式		
基本目標			
債権回収会社について必要な規制を行うことにより，債権管理回収行為等の適正を図る。			
【基準年次・評価総括年次：平成18年度】			
達成目標			
債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに，暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。			
指 標 1	債権回収会社に対する立入検査の実施状況（実施率＝実施会社数 ÷ 営業会社数 × 100）	目標値等	対前年度増 （平成17年度 37.9%）
指 標 2	債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況	目標値等	-
参考指標 1	回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況把握		
参考指標 2	債権管理回収業の営業許可審査の件数		
参考指標 3	債権回収会社に対する行政処分の件数		
参考指標 4	債権回収会社に対する苦情・相談受付状況		

10 人権の擁護

- 10 - (1) -

評価対象	人権啓発活動の推進		
所管部局	人権擁護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>人権尊重について国民の理解が深まる。</p> <p style="text-align: right;">【基準年次・評価総括年次：平成18年度】</p>		
達成目標1	人権啓発活動ネットワークを全国に整備する。		
指標	全市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合	目標値等	対前年度増 (平成17年度 82.1%)
達成目標2	全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなるようにする。		
指標1	全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合	目標値等	対前年度増 (平成17年度 21.2%)
指標2	全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	目標値等	対前年度増 (平成17年度 51.1%)

- 10 - (1) -

評価対象	人権侵犯事件の適正な調査・対応		
所管部局	人権擁護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>人権侵害による被害が救済され、予防される。</p> <p style="text-align: right;">【基準年次・評価総括年次：平成18年度】</p>		
達成目標1	女性に対する人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化		
指標	人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増（平成17年 7,380件）
達成目標2	子どもに対する人権侵犯事件の取組（調査・対応）強化		
指標	人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増（平成17年 653件）
達成目標3	インターネット上における人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化		

指 標	人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増（平成 17 年 289 件）
------------	-------------	-------------	---------------------

- 10 - (1) -

評価対象	人権相談の充実		
所管部局	人権擁護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。</p> <p style="text-align: right;">【基準年次・評価総括年次：平成 1 8 年度】</p>		
達成目標 1	女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備		
指 標	専用相談電話「女性の人権ホットライン」における相談件数	目標値等	対前年増 (平成 17 年 24,321 件)
達成目標 2	子どもをめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備		
指 標	専用相談電話「子どもの人権 1 1 0 番」における相談件数	目標値等	対前年増 (平成 17 年 9,127 件)
達成目標 3	日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備		
指 標	「外国人のための人権相談所」における相談件数	目標値等	対前年増 (平成 17 年 437 件)

国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

- 11 - (1) -

評価対象	国の利害に関係のある民事・行政事件訴訟の適正・迅速な処理		
所管部局	大臣官房訟務部門		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p> <p style="text-align: right;">【基準年次：平成 1 5 年度 評価総括年次：平成 2 0 年度】</p>		
達成目標	国の利害に関係のある本案訴訟の第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させ		

	る。		
指 標	判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率	目標値等	100%

出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理

- 12 - (1)

評価対象	好ましくない外国人の排除		
所管部局	入国管理局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ、我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次：平成15年度 評価総括年次：平成20年度】</p>		
達成目標	平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。		
指標 1	平成20年末における我が国における不法滞在者数（推計値）	目標値等	12.5万人以下
指標 2	厳格な出入国審査，強力な摘発，円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実施状況	目標値等	効果的な不法滞在者対策の実施

- 12 - (2) -

評価対象	出入国審査		
所管部局	入国管理局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>円滑な出入国審査を実施することにより，国際交流を増進する。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次・評価総括年次：平成18年度】</p>		
達成目標	入国手続の迅速化のための施策を実施することにより，空港での審査の待ち時間を短縮する。		
指 標	空港での審査に要する最長待ち時	目標値等	20分以下

	問		
--	---	--	--

- 12 - (1) - , - 12 - (2) -

評価対象	出入国管理システムの最適化		
所管部局	入国管理局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次：平成18年度 評価総括年次：平成23年度】</p>		
達成目標	<p>出入国管理業務の業務・システムの最適化を実現する。</p>		
指 標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新を行う。	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて移行完成時において現システムの運用経費から10.2億円（最適化後4年間の合計額）の削減を図る。

法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 - (2) -

評価対象	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査の推進		
所管部局	法務総合研究所		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次・評価総括年次：平成18年度】</p>		
達成目標 1	<p>犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施</p>		
指 標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：9回)

指標 2	研修への参加人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度 : 178 人)
指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合 80%以上
達成目標 2			
国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を 探求するための国際会議の開催			
指標 1	国際会議の開催回数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度 : 1 回)
指標 2	国際会議の参加人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度 : 18 人)
達成目標 3			
国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加			
指標 1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度 : 1 回)
指標 2	国際会議への参加人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度 : 2 人)

- 13 - (2) -

評価対象	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進		
所管部局	法務総合研究所		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。 【基準年次・評価総括年次：平成 18 年度】		
達成目標 1			
開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施			
指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度 : 10 回)
指標 2	研修への参加人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度 : 95 人)
指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合 80%以上
達成目標 2			
諸外国の法制等の調査研究の実施			

指標 1	諸外国への調査職員の派遣件数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度：1 件)
指標 2	諸外国からの研究員の招へい件数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度：8 人)
達成目標 3			
法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催			
指標 1	会議の開催回数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度：1 回)
指標 2	会議への参加人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成 17 年度：84 人)

- 13 - (2) -

評価対象	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力		
所管部局	大臣官房施設課		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。 【基準年次・評価総括年次：平成 18 年度】		
達成目標			
専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。			
指標 1	依頼件数に対する専門家の派遣数の割合	目標値等	100%
指標 2	依頼件数に対する研修の実施件数の割合	目標値等	100%
参考指標 1	派遣専門家の活動実施状況		
参考指標 2	計画に際して専門家の助言，指導が取り入れられた施設		

法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 - (1) -

評価対象	法務行政に関する広報活動		
所管部局	大臣官房秘書課		
評価方式	実績評価方式		
基本目標			

法務省に関心を持つ国民が増加する。

【基準年次・評価総括年次：平成18年度】

達成目標 1			
法務省ホームページのアクセス件数が増加する。			
指 標	ホームページへのアクセス件数	目標値等	対前年度増 (平成17年度 4,261,917件)
参考指標	ホームページの更新件数		
達成目標 2			
法務省見学者が増加する。			
指標 1	見学者数	目標値等	対前年度増(平成17年度 822人)
指標 2	事前予約制見学プログラムの申込者数	目標値等	対前年度増 (平成17年度 79人)
達成目標 3			
法務省広報誌(「法務省だより・あかれんが」)の一般読者数が増加する。			
指 標	国民等への配布部数	目標値等	対前年度増 (平成17年度 70,894部)

- 14 - (4) -

評価対象	女性職員の採用・登用拡大の推進		
所管部局	大臣官房人事課		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。		
【基準年次：平成18年度 評価総括年次：平成22年度】			
指標 1	採用者に占める女性の割合	目標値等	【法務省】 種、種、種及び入国警備官 3割以上又は33%以上(採用者が著しく少ない場合又は当該試験合格者に占める女性の割合が2割以下の場合を除く) 当該試験に占める女性の割合が3割以上のときは、採用者に占める女性の割合が当該割合を上

			<p>回るようにする。</p> <p>検事</p> <p>3割以上又は33%以上（司法修習終了者に占める女性の割合が2割以下の場合を除く）</p> <p>司法修習終了者に占める女性の割合が3割以上のときは、任官者に占める女性の割合が当該割合を上回るようにする。</p> <p>【公安調査庁】</p> <p>種</p> <p>女性の採用に努める。</p> <p>種</p> <p>平成18年度から平成22年度までの5年間を通算して、15%を下らないよう努力するとともに、20%に到達することを目標にする。</p>
指標2	登用拡大に向けた取組状況	目標値等	<p>【法務省】</p> <p>女性職員の登用の拡大についての、管理者、女性職員、職場全体に対する意識啓発及び計画的なキャリア形成支援（参考指標1、2）</p> <p>【公安調査庁】</p> <p>行政職（一）</p> <p>3・4級（係長級、旧4～6級）については、女性の占める割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持する。</p> <p>公安職（二）</p> <p>3・4級（係長級、旧4～6級）：10%</p> <p>5・6級（旧7・8級）：登用に努める。</p>

指標 3	勤務環境の整備等	目標値等	超過勤務の縮減策を含め、仕事の進め方の見直し及び意識の改革を推進する。
参考指標 1	登用に資する研修における女性職員受講割合（民事，刑事，矯正）		
参考指標 2	管理職に占める女性職員の比率（保護）		